

追加報告

地球温暖化対策推進法・大口排出事業者の排出算定・報告・公表制度による

第1回報告データ(2006年度)の36非開示事業所についての分析

(データ修正反映版)

2008年5月1日
気候ネットワーク

<概要>

第1回報告では、14225の特定事業所中、36の事業所が非開示

地球温暖化対策推進法による第1回公表(2006年度分。2008年3月28日公表)では、工場・発電所など14,225事業所のうち、36事業所(14事業者)は、同法21条の3により権利利益を害するおそれがあるとして経済産業大臣に非開示の請求をして開示を拒否し、経済産業大臣はこれを認めて非開示とした。うち、3事業者(住友金属直江津、日新ガルバ、日新総合建材)は、会社全体の排出量も公表されていない。

これらの36事業所のうち33事業所(12事業者)が鉄鋼業とその子会社であり、3事業所(2事業者)が化学工業である。また、系列会社グループでまとめると、わずか4グループの意向であったことがわかる。

36事業所のうち11事業所については、排出量の把握が可能だった(但し、間接排出量)

ケースその1:自治体条例で開示

うち、下記6事業所については、自治体条例で開示されていた。

- ・ 5 新日本製鐵建材事業部堺製鉄所(大阪府条例・2006年度)
- ・ 19 日新製鋼呉製鉄所(広島県条例・2006年度)
- ・ 20 日新製鋼堺製造所
- ・ 22 日新製鋼大阪製造所 } 合計値が公表(大阪府条例・2006年度)
- ・ 32 東ソー四日市事業所(三重県条例・2004年度)
- ・ 35 JFE コンテナ工場(大阪府条例・2006年度)

ケースその2:公表データ等から逆算

自治体条例による上記6事業所のデータ及び今回の公表データ等から、残り30事業所のうち、5事業所について、排出量を逆算できた。

1事業所については、業種合計値から逆算

- ・ 34 宇部アンモニア工業

4事業所については、自治体条例の開示データから逆算

- ・ 9 JFE スチール西日本製鉄所福山地区
- ・ 11 JFE スチール東日本製鉄所京浜地区

- ・ 33 東ソー南陽事業所（但し、**参考値**）
- ・ 36 JFE コンテナ川崎工場

その他の推計により明らかになったこと

さらに気候ネットワークでは、残る 25 事業所についても、独自に排出量推計を行った（詳細は別紙）。その結果、次のことが明らかになった

- (1) 非開示事業所の中には、日本全体の上位 100 位以内にある事業所が 17 もあり、排出量が極めて大きいところが多数含まれることが改めて明らかになった。
- (2) 日本の総排出量の上位 10 位を占める事業所のうち、7 事業所が高炉製鉄所、3 事業所が石炭火力発電所であることが明らかとなった。
- (3) 他方で、非開示事業所のうち省エネ法第 2 種指定事業場（原油換算 1500kl、CO₂ 約 3000 トン）にあたるところが 4 事業所あり、排出量が 11 万トン以下の事業所が 14 事業所もあった。これらの事業所は排出量が小さいにもかかわらず非開示としたのは、主要 4 鉄鋼事業者の系列会社としての姿勢によるものと考えられる。

国の非開示決定に決定的な問題。制度改正の必要性

事業所ごと、温室効果ガスごとの排出量の報告・公表の本制度は地球温暖化対策推進のための情報基盤の整備のために必要として導入された制度であり、当該事業所の主観的な判断で非開示とされることがあってはならない。しかしながら、今回の公表で 36 事業所が非開示とされたことは、当該事業所が地球温暖化対策推進法第 21 条の 3 により権利利益を害する恐れがあるとして非開示とするよう求め、経済産業大臣がこれをそのまま認容した結果というほかない。

とりわけ、自治体条例など他の制度で開示されている情報が非開示とされていたことは重大である。2007 年 4 月 2 日付「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について（2007.4.20 環境省報道発表資料）」（内閣総理大臣及び各省大臣の連名による）においても、「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一般に入手可能な情報から当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報を容易に推測可能な場合には、「公にされることにより、権利利益が害されるおそれ」がないものと判断される。」とされており、当該事業所及び経済産業省の今回の非開示の判断に合理性がないことを示す証左といえる。

このようなずさんな判断により、特に日本の排出に最も大きな影響があると考えられる鉄鋼を中心とした排出実態が明らかにされず、本制度の初回報告の意義が大きく減殺されることとなったことは残念である。このことは、現行推進法による公表制度そのものに欠陥があり、また今般の経済産業大臣の非開示請求認容判断の不当性を示すものである。

同法の本制度にかかる規定は、公開を原則とし、情報公開法に則したものに改めるべきである。

1 政府の公表と気候ネットワークの基本分析について

2008年3月に地球温暖化対策推進法に基づく事業所ごとの温室効果ガス排出量の公表制度による第1回温室効果ガス排出実態の2006年度の公表があり、特定排出者である工場や発電所など14224事業所(7505事業者)について公表がなされた。これらの情報や、発電所を除き、直接排出情報が開示されない等の問題点については、2008年4月11日付で、分析結果を公表した。

一方、排出量を公表することにより競争上の利益が害されるおそれがあるとして事業所管大臣に対して「権利利益の保護」にかかる請求を行い、事業所ごとの排出量の公表を拒否した事業所は、工場・発電所など14,224事業所のうち、36事業所(14事業者)であり、うち、鉄鋼業とその子会社が33事業所(12事業者)であった。鉄鋼12社は、系列グループでまとめるとわずか4グループとなる(参考資料の1)。

2 36事業所のうち11事業所については排出量の把握が可能

(1) 非開示事業所の一部データは、地方自治体の条例で公表、矛盾が露呈

今回非開示とした事業所のうち、新日本製鐵建材事業部堺製鉄所、日新製鋼呉製鉄所、東ソー四日市事業所は、大阪府、広島県、三重県(但し、現状では原則として2004年度まで)条例による報告・公表制度に基づき公開されている。日新製鋼堺製造所及び大阪製造所は合計値が大阪府条例で公表されている。当該事業者は地方自治体の制度に準じながら公表をしつつ、国に対しては、「理由を付して」非開示を求め、経済産業大臣はこの申出を認容したことになる。事業者の付した理由及び判断根拠の説明はない。

これは、明らかに制度違反である。2007年4月2日に、内閣総理大臣以下、各省所管大臣連名による「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について(2007年4月20日環境省報道発表資料、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8232>)」が公表されており、ここでは明確に、

「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一般に入手可能な情報から当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報を容易に推測可能な場合には、「公にされることにより、権利利益が害されるおそれ」がないものと判断される。」

とされている。今回の国の非開示決定は、これにも反するものである。

このようなずさんな判断により、特に日本の排出に最も大きな影響があると考えられる鉄鋼を中心とした排出実態が明らかにされず、そのために、本制度の初回報告の意義が大きく減殺されることとなった。このことは、現行推進法による公表制度そのものに欠陥があり、また今般の経済産業大臣の非開示請求認容判断の不当性を示すものである。

表1 条例で排出量が開示されている事業所

企業、事業所名	所在地		業種	エネルギー 起源CO ₂ (電 力配分後) 万トン	非エネルギー 起源CO ₂ 万トン	非エネルギー 起源CO ₂ の 廃棄物、その他 のガスを含む合計 万トン	備考
日新製鋼呉製鉄所	広島県	呉市	鉄鋼業	682	48	731	広島県条例
東ソー四日市事業所	三重県	四日市市	化学工業	186	1	188	三重県条例
新日本製鐵堺製鐵所	大阪府	堺市	鉄鋼業	11.3		11.3	大阪府条例
日新製鋼大阪製造所	大阪府	大阪市	鉄鋼業	22.9		22.9	
日新製鋼堺製造所	大阪府	堺市	鉄鋼業				
JFE コンテナ工場	大阪府	堺市	金属製品	0.2		0.2	

東ソー四日市の条例での公開値は2004年度の値で参考値。

(2) 他の事業所から逆算

さらに5事業所については、業種合計・都道府県合計などからの逆算、または、上記(1)の自治体条例で得られた排出量からの逆算によって、排出量が把握できた。

1事業所については、合計値から逆算可能

- ・宇部アンモニア工業

4事業所については、自治体条例の開示データを用いることにより、データが逆算可能(別紙)

- ・JFE スチール西日本製鉄所福山地区
- ・JFE スチール東日本製鉄所京浜地区
- ・JFE コンテナ川崎工場
- ・東ソー南陽事業所(但し、**参考値**)

3 残る25事業所についての追加推計とその結果

気候ネットワークでは上記情報等をもとに、残る25事業所についても推定した。

その結果、直接排出で、日本の総排出量の上位10事業所のうち7つを鉄鋼(いずれも高炉製鉄所)が、3つを石炭火力発電所が占めることが明らかになった(表2)。これら10の事業所で日本の温室効果ガス排出量の12%程度を占めると推定される(直接排出)。

また、36の非開示を求めた事業所のうち、17事業所が上位100位内にある。他方で、11万トン以下の事業所が14事業所あった。

表2 大規模排出事業所10

	企業、事業所名	所在地		業種	温室効果ガス排出量(万トン)		備考
					CO ₂ は直接排出	CO ₂ は電力配分	
1	中部電力碧南火力発電所	愛知県	碧南市	発電所(石炭)	2410		
2	JFE スチール西日本製鉄所福山地区	広島県	福山市	鉄鋼業		2131	非開示
3	JFE スチール西日本製鉄所倉敷地区	岡山県	倉敷市	鉄鋼業		2100	非開示
4	新日本製鉄君津製鉄所	千葉県	君津市	鉄鋼業		1900	非開示
5	神戸製鋼所加古川製鉄所	兵庫県	加古川市	鉄鋼業		1450	非開示
6	住友金属工業鹿島製鉄所	茨城県	鹿嶋市	鉄鋼業		1400	非開示
7	新日本製鉄大分製鉄所	大分県	大分市	鉄鋼業		1400	非開示
8	新日本製鉄名古屋製鉄所	愛知県	東海市	鉄鋼業		1300	非開示
9	東北電力原町火力発電所	福島県	原町市	発電所(石炭)	1262		
10	電源開発松浦火力発電所	長崎県	松浦市	発電所(石炭)	1110		

とくにことわらない限り2006年度の温室効果ガス排出量

一部の推定には一定の誤差がある。

これら非開示事業所は地域において圧倒的な排出量であり、地域の削減計画の行方を大きく左右する。以下に非開示事業所が当該県における排出量公表制度対象事業所に占める割合、それに参考値としてその県の産業部門が県全体の排出に占める割合を示す。

表3 大規模排出事業所の地域での排出割合

	県内の対象事業所全体	非開示の巨大排出事業所	県公表の排出量との比較
広島県	対象 312 事業所全体 3921 万トン	非開示の 2 製鉄所で 2862 万トン (2 事業所で対象事業所排出量の 73%)	県の CO ₂ 排出(含工業プロセス)の 64%が産業部門 (2001 年度)
千葉県	対象 613 事業所全体 5029 万トン	非開示の 2 製鉄所で約 2760 万トン (2 事業所で対象事業所排出量の約 55%)	県の CO ₂ 排出の 67%が産業部門 (2004 年度)
岡山県	開示 296 事業所は 1959 万トン 297 事業所全体で推定約 4000 万トン	非開示の 1 製鉄所で約 2100 万トン (対象事業所排出量の約 52%)	県の CO ₂ 排出(含工業プロセス)の 82%が産業部門 (1998 年度)
兵庫県	対象 672 事業所全体 3745 万トン	非開示の 2 製鉄所で 1719 万トン (2 事業所で対象事業所排出量の約 46%)	県の温室効果ガス排出の 65%が産業部門
茨城県	対象 521 事業所全体 3183 万トン	非開示の 1 製鉄所で約 1400 万トン (対象事業所排出量の約 45%)	県の CO ₂ 排出(含工業プロセス)の 72%が産業部門(2002 年度)
大分県	開示 123 事業所は 1278 万トン 対象 124 事業所全体で推定約 2350 万トン	非開示の 1 製鉄所で約 1400 万トン (対象事業所の約 57%)	県の CO ₂ 排出(含工業プロセス)の 85%が産業部門(2005 年度)
愛知県	対象 1105 事業所全体 4511 万トン	非開示の 1 製鉄所で約 1300 万トン (2 事業所で対象事業所排出量の約 29%)	県の CO ₂ 排出(含工業プロセス)の 53%が産業部門(2004 年度)

とくにことわらない限り 2006 年度の温室効果ガス排出量

4 制度改正の必要性

14,224 余の事業所のうち、36 事業所 (14 事業者) だけが権利利益を害すると「思料し」、非開示とするよう経済産業大臣に「請求した」(温対法第 21 条の 3 第 1 項)。しかし、この請求に合理性がないことは自明である。

また、当該事業所轄大臣は、事業者の非開示申請に基づいて、条例に基づいてすでに公開され、通常一般に入手可能な状態にある情報についても、温対法 21 条の 3 第 3 項によって、『公にされることにより、権利利益が害されるおそれがある』と判断したことになる。第 1 回公表から、開示・非開示の判断を当該事業者の意思に委ねる運用がなされたことを示すものである。経団連自主行動計画と同様に、事業者の自主的判断に委ねる姿勢の現れというほかない。

事業所轄大臣において当該事業者の意思に依拠した「権利利益の保護」条項の運用を行ったことは重大な問題であるが、情報公開法に則つとらない地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 以下の規定自体にも欠陥がある。非開示となった事業所からの排出量が全体の 13.5%にも及び、都道府県単位での排出量が明らかにならなかった県が 8 県あるなど、本制度導入の意義を失わせかねない結果となっている。前回の分析報告においても指摘したとおり、直接排出量が開示されないなど、極めて不十分な制度であることが確認されたといえる。そもそも自主申告による制度であり、報告情報自体の検証の必要性も高い。

気候ネットワークでは、先般、気候保護法案 (第 1 次案) を提案し、そこでも本制度の抜本的改訂を求めたところである。速やかに、公開原則を明記し、情報公開法に即した規定に改められるべきである。

(参考資料)

1 鉄鋼会社系列グループ図

事業所名の前の番号は非開示事業所番号をさす
ゴシックは排出量 100 万トン以上の企業、工場

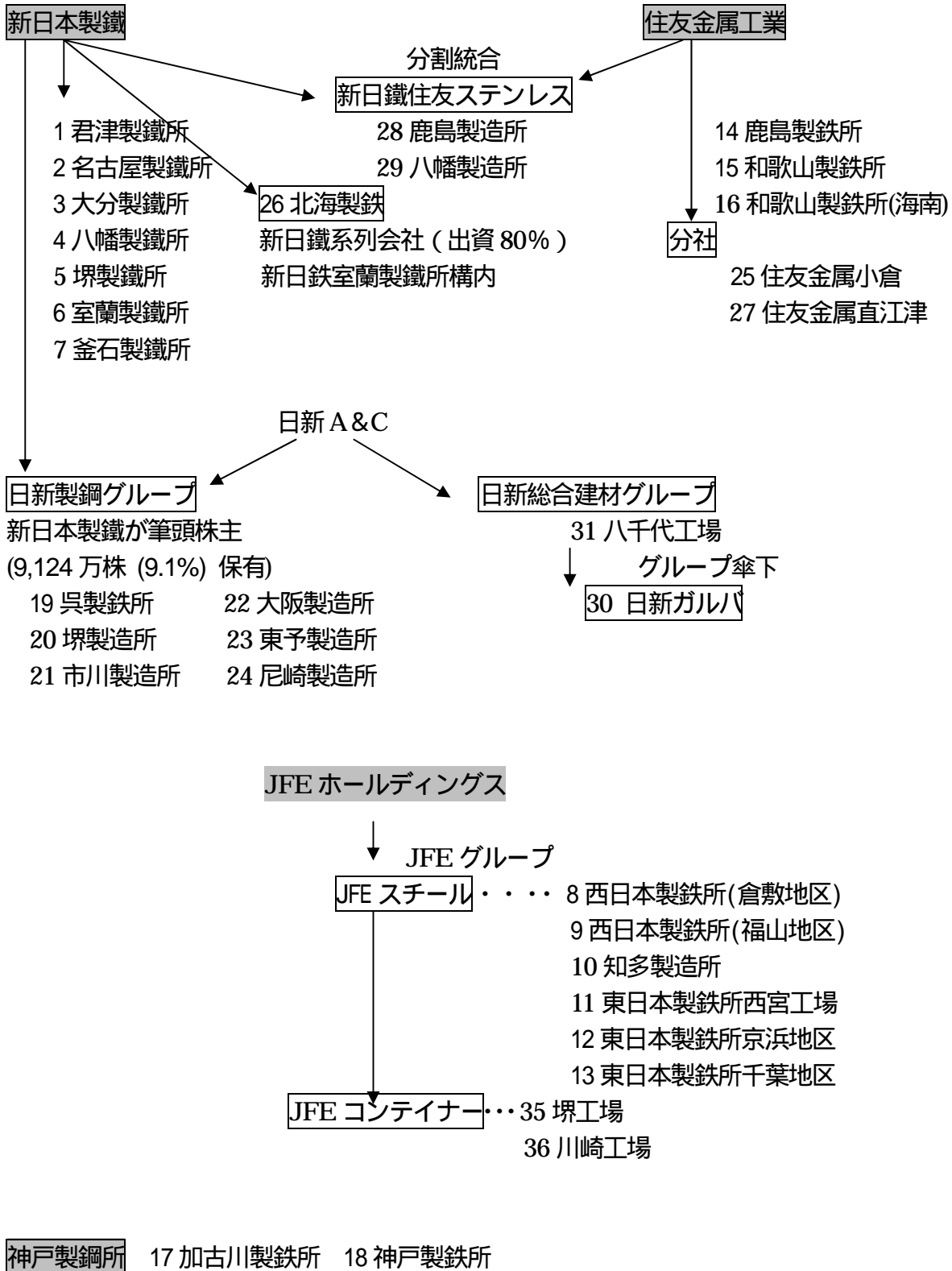


表1 非開示だった大規模排出事業所（100万トン以上）

順位	企業、事業所名	所在地		業種	エネルギー起 源 CO ₂ （電力 配分後） 万トン	非エネルギー起 源 CO ₂ 万トン	非エネルギー CO ₂ の廃 棄物原燃料利 用、その他のガ スを含む合計 万トン
1.	JFE スチール西日本製鉄所福山地区	広島県	福山市	鉄鋼業	2060	63	2131
2.	JFE スチール西日本製鉄所倉敷地区	岡山県	倉敷市	鉄鋼業	2000	80	2100
3.	新日本製鐵君津製鐵所	千葉県	君津市	鉄鋼業	1800	71	1900
4.	神戸製鋼所加古川製鐵所	兵庫県	加古川市	鉄鋼業	1400	49	1450
5.	住友金属工業鹿島製鐵所	茨城県	鹿嶋市	鉄鋼業	1340	74	1400
6.	新日本製鐵大分製鐵所	大分県	大分市	鉄鋼業	1300	92	1400
7.	新日本製鐵名古屋製鐵所	愛知県	東海市	鉄鋼業	1200	55	1300
8.	JFE スチール東日本製鐵所京浜地区	神奈川県	川崎市	鉄鋼業	867	27	900
9.	JFE スチール東日本製鐵所千葉地区	千葉県	千葉市	鉄鋼業	850	15	900
10.	新日本製鐵八幡製鐵所	福岡県	北九州市	鉄鋼業	779	29	820
11.	住友金属工業和歌山製鐵所	和歌山県	和歌山市	鉄鋼業	700	40	740
12.	日新製鋼呉製鐵所	広島県	呉市	鉄鋼業	682	48	731
13.	東ソー南陽事業所	山口県	周南市	化学工業	467	99	581
14.	北海製鐵	北海道	室蘭市	鉄鋼業	352	23	378
15.	住友金属小倉	福岡県	北九州市	鉄鋼業	306	20	327
16.	神戸製鋼所神戸製鐵所	兵庫県	神戸市	鉄鋼業	260	5	270
17.	東ソー四日市事業所	三重県	四日市市	化学工業	186	1	188
18.	新日本製鐵室蘭製鐵所	北海道	室蘭市	鉄鋼業	171	3	174
19.	宇部アンモニア	山口県	宇部市	化学工業	41	110	155

薄い網かけは温対法の排出量公表制度で開示、二重下線の太字は条例で開示または逆算で把握、その他は推計

表2 非開示だった中小規模事業所

	企業、事業所名	所在地		業種	6ガス排出量 万トン	備考
10万～100 万トン	新日本製鐵釜石製鐵所	岩手県	釜石市	鉄鋼業	70	
	JFE スチール知多製造所	愛知県	半田市	鉄鋼業	40	
数万～10万 トン前後	住友金属工業和歌山製鐵所（海南）	和歌山県	海南市	鉄鋼業	19	市環境白書
	新日本製鐵堺製鐵所	大阪府	堺市	鉄鋼業	11	大阪府条例
	日新製鋼大阪製造所	大阪府	大阪市	鉄鋼業	23	
	日新製鋼堺製造所	大阪府	堺市	鉄鋼業		
	日新製鋼市川製造所	千葉県	市川市	鉄鋼業	9	
	日新製鋼東予製造所	愛媛県	西条市	鉄鋼業	9	
	新日鐵住金ステンレス鹿島製造所	茨城県	鹿嶋市	鉄鋼業	8	
	新日鐵住金ステンレス八幡製造所	福岡県	北九州市	鉄鋼業	8	
	住友金属直江津	新潟県	上越市	鉄鋼業	6	
	JFE スチール東日本製鐵所西宮工場	兵庫県	西宮市	鉄鋼業	2	
1万トン以下	日新製鋼尼崎製造所	兵庫県	尼崎市	鉄鋼業	2	
	日新総合建材	千葉県	八千代市	鉄鋼業	0.9	
	日新ガルバ	千葉県	八千代市	鉄鋼業	0.9	
	JFE コンテナー川崎工場	神奈川県	川崎市	金属製品	0.3	
	JFE コンテナー堺工場	大阪府	堺市	金属製品	0.2	大阪府条例

下線太字は条例で開示または逆算で把握、その他は推計

表3 大規模排出事業所 20

順位	企業、事業所名	所在地		業種	温室効果ガス排出量 (万トン)		備考
					CO ₂ は 直接排出	CO ₂ は 電力配分	
1	中部電力碧南火力発電所	愛知県	碧南市	発電所(石炭)	2410		
2	JFE スチール西日本製鉄所福山地区	広島県	福山市	鉄鋼業		2131	非開示
3	JFE スチール西日本製鉄所倉敷地区	岡山県	倉敷市	鉄鋼業		2100	非開示
4	新日本製鐵君津製鐵所	千葉県	君津市	鉄鋼業		1900	非開示
5	神戸製鋼所加古川製鐵所	兵庫県	加古川市	鉄鋼業		1450	非開示
6	住友金属工業鹿島製鐵所	茨城県	鹿嶋市	鉄鋼業		1400	非開示
7	新日本製鐵大分製鐵所	大分県	大分市	鉄鋼業		1400	非開示
8	新日本製鐵名古屋製鐵所	愛知県	東海市	鉄鋼業		1300	非開示
9	東北電力原町火力発電所	福島県	原町市	発電所(石炭)	1262		
10	電源開発松浦火力発電所	長崎県	松浦市	発電所(石炭)	1110		
11	電源開発橘湾火力発電所	徳島県	阿南市	発電所(石炭)	1098		
12	中部電力川越火力発電所	三重県	川越町	発電所(LNG)	1080		
13	相馬共同火力新地発電所	福島県	新地町	発電所(石炭)	1052		
14	北海道電力苫東厚真発電所	北海道	厚真町	発電所(石炭)	958		
15	JFE スチール東日本製鉄所京浜地区	神奈川県	川崎市	鉄鋼業		900	非開示
16	JFE スチール東日本製鉄所千葉地区	千葉県	千葉市	鉄鋼業		900	非開示
17	東北電力東新潟発電所	新潟県	聖籠町	発電所(LNG)	856		
18	電源開発竹原火力発電所	広島県	竹原市	発電所(石炭)	829		
19	常磐共同火力勿来発電所	福島県	いわき市	発電所(石炭等)	823		
20	新日本製鐵八幡製鐵所	福岡県	北九州市	鉄鋼業		820	非開示

一部の推定には一定の誤差がある。

(別紙) 条例での開示や逆算の例

以下に条例での開示や逆算の例を示す。

条例による開示

三重県、大阪府、広島県などが条例で企業ごとまたは工場ごとの排出量情報を開示している。

注：該当するのは4事業所で、日新製鋼呉製鉄所、東ソー四日市事業所、新日鐵堺製鐵所、JFE コンテナー堺工場。また、日新製鋼堺製造所と大阪製造所の和も開示されている。

排出量の逆算

今回発表された排出量公表集計で、業種合計や都道府県合計から、複数の非開示事業所合計が求められるところがある(県全体値として発表されている排出量と、同県の開示事業所の合計との差)。このケースで例えば2事業所が非開示で、2事業所の合計が求められているところへ、1事業所の排出量が求められればもう1つの事業所も逆算できる。

例：JFE 西日本製鉄所福山地区と日新製鋼呉製鉄所のエネルギー起源 CO₂ の合計値が広島県合計値と広島県の開示事業所の合計の差として求められる。日新製鋼呉製鉄所の排出量は県条例で開示されているので、残りがJFE 西日本製鉄所福山地区の排出量である。

また、JFE 東日本製鉄所川崎地区とJFE コンテナー川崎工場の合計値が神奈川県合計値と神奈川県の開示事業所の合計の差として求められる。JFE コンテナー川崎工場の排出量は、同社合計値と、大阪府条例で開示された同社堺工場の差として求められるので、残りがJFE 東日本製鉄所川崎地区の排出量である。

逆算の詳細

巻末の表に根拠を示した。1千トンクラスの排出量をもつ工場の実態を明らかにすることが目的であることから、小規模の2工場の和が求められていて配分が不明な場合に等分するなど、ある程度の誤差を許容して推定を行った。